

あんしん居住推進事業を活用する5つのポイント

補助の要件について

その1 10年間は、入居対象者しか入れられないと聞きましたが・・・

賃貸住宅の約半数が対象者です！

- 現在、賃貸住宅にお住いの約44%※1は、あんしん事業の入居対象者です。
- 改修後3年目以降は、対象者以外の方も、入居可能※2です。

※1：60歳未満の単身世帯、公営住宅は除く（国土交通省調査による）
※2：居住支援協議会が認め、2年以内の定期建物賃貸借による契約に限ります。

その2 既に国の補助事業を使った物件なんですが・・・

補助の対象です！

- 従前の国の事業である住宅セーフティネット整備推進事業等を使った住戸でも、補助の対象となります。
- 地方公共団体が実施している耐震改修等の補助制度との併用も可能です。

その3 登録や更新の入力作業が難しそう・・・

登録・更新の入力作業は簡単です！

- 登録や更新の入力作業は、「あんしん住宅情報提供システム」を使いますが、入力時間は20分程度で終わる簡単なものです。
- 登録した賃貸情報は、同事業支援室のホームページに公開され、入居促進が期待されます。
- 入力にあたりお困りの際は、支援室（03-6214-5806）にお気軽にご相談ください。

補助額について

その4 1戸あたり50万円の補助金ではメリットが小さいのでは・・・

補助対象工事費は1戸あたり150万円です!!

- 1戸あたり150万円までが補助対象工事費となり、キッチンやユニットバス等の水回りに係る一般的な改修工事も実施可能となりました。

※ファミリータイプの戸建の居室を、賃貸住宅として改修すれば、補助限度額は100万円（1戸あたり）となります。

その5 改修工事の対象範囲が狭いのでは・・・

水回り等の設備の改修等も補助対象に!!

- 従前の事業では、専用部分の改修は、手すりの設置等に限定していましたが、本事業は、水回り等の設備を改修する工事も補助対象になります。
- 共用部分の工事も補助対象になります。（断熱性・気密性等を向上させる外壁改修や窓改修工事、共用廊下のLED照明への改修、防犯カメラの設置等）